

令和2年6月湖西市議会定例会

議 案 書

議案一覧表

(令和2年6月 湖西市議会定例会)

議案番号	件名
議案第40号	令和2年度湖西市一般会計補正予算(第2号)に係る専決処分の承認を求めることについて
議案第41号	令和2年度湖西市一般会計補正予算(第3号)
議案第42号	湖西市税条例の一部を改正する条例制定について
議案第43号	湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について
議案第44号	湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
議案第45号	湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
議案第46号	湖西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
議案第47号	市道の路線の変更について
議案第48号	令和2年度湖西市一般会計補正予算(第4号)
議案第49号	令和2年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
議案第50号	令和2年度湖西市公共下水道事業会計補正予算(第1号)
議案第51号	令和2年度湖西市水道事業会計補正予算(第1号)

日程第 1

会議録署名議員の指名

18 番 二 橋 益 良

1 番 柴 田 一 雄

令和 2 年 6 月 2 日

湖西市議会議長 加 藤 弘 己

日程第 2

会期の決定

今期定例会の会期は、本日から 6 月 16 日までの 15 日間とする。

令和 2 年 6 月 2 日

湖西市議会議長 加 藤 弘 己

議案第 40 号

令和 2 年度湖西市一般会計補正予算（第 2 号）に係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 2 年 6 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

専決第 6 号

令和 2 年度湖西市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度湖西市一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,100,733 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28,010,771 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 5 月 11 日専決

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	2,621,674	6,095,506	8,717,180
	1 国庫負担金	1,897,519	393	1,897,912
	2 国庫補助金	714,997	6,095,113	6,810,110
16	県支出金	1,456,424	1,653	1,458,077
	2 県補助金	509,483	1,653	511,136
19	繰入金	1,147,608	3,574	1,151,182
	1 基金繰入金	1,147,594	3,574	1,151,168
	歳入合計	21,910,038	6,100,733	28,010,771

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	2,493,517	6,005,038	8,498,555
	1 総務管理費	1,952,067	6,005,038	7,957,105
3	民生費	6,593,911	84,772	6,678,683
	1 社会福祉費	3,203,294	872	3,204,166
	2 児童福祉費	3,062,863	83,900	3,146,763
9	消防費	1,343,591	3,523	1,347,114
	1 消防費	1,343,591	3,523	1,347,114
10	教育費	2,296,403	7,400	2,303,803
	1 教育総務費	518,969	4,900	523,869
	4 幼稚園費	688,913	2,500	691,413
	歳 出 合 計	21,910,038	6,100,733	28,010,771

議案第 41 号

令和 2 年度湖西市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 2 年度湖西市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 77,161 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28,087,932 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 6 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
19	繰入金	1,151,182	77,161	1,228,343
	1 基金繰入金	1,151,168	77,161	1,228,329
	歳入合計	28,010,771	77,161	28,087,932

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
7	商工費	761,108	77,161	838,269
	1 商工費	761,108	77,161	838,269
	歳出合計	28,010,771	77,161	28,087,932

議案第 42 号

湖西市税条例の一部を改正する条例制定について

湖西市税条例（昭和 30 年湖西市条例第 16 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 6 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市税条例の一部を改正する条例

第 1 条 湖西市税条例（昭和 30 年湖西市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 1 項第 2 号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第 34 条の 2 中「第 12 項」を「第 11 項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第 7 項」を「第 6 項」に改める。

第 34 条の 7 第 1 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 所得税法第 78 条第 2 項第 2 号に掲げる寄附金のうち、県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対するもの

第 34 条の 7 第 1 項に次の 4 号を加える。

- (2) 所得税法第 78 条第 2 項第 3 号に掲げる寄附金のうち、県内に主たる事務所を有する法人に対するもの
- (3) 所得税法第 78 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされる同項の金銭のうち、静岡県知事又は静岡県教育委員会の所管に属する同項の特定公益信託

の信託財産とするために支出したもの

- (4) 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 18 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、県内に主たる事務所を有する同条第 1 項に規定する認定特定非営利活動法人等に対するもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として規則で定めるもの

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「第 314 条の 2 第 5 項」を「第 314 条の 2 第 4 項」に改める。

第 94 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、1 本当たりの重量が 0.7 グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの 1 本をもつて紙巻たばこの 0.7 本に換算するものとする。

第 94 条第 4 項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

附則第 3 条の 2 第 1 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。））」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第 2 項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年 0.5 パーセントの割合を加算した割合が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第 4 条第 1 項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第 10 条中「法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで」の次に「、第 61 条又は第 62 条」を、「又は附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで」の次に「、第 61 条若しくは第 62 条」を加える。

附則第 10 条の 2 に次の 1 項を加える。

22 法附則第 62 条に規定する市町村の条例で定める割合は 100 分の 0 とする。

附則第 15 条の 2 中「令和 2 年 9 月 30 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 18 条第 1 項中「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「、第 35 条の 3 第 1 項」を加える。

附則第 18 条の 2 第 3 項中「第 35 条の 2」を「第 35 条の 3」に改める。

附則に次の 1 条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第 24 条 第 9 条第 7 項の規定は法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間について準用する。

第 2 条 湖西市税条例の一部を次のように改正する。

第 19 条中「第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書に」を「第 321 条の 8 第 34 項及び第 35 項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第 4 号中「によつて」を「により」に改め、同条第 5 号中「、第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に改め、同条第 6 号中「第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項」を「第 321 条の 8 第 34 項及び第 35 項」に改める。

第 20 条中「及び第 4 項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第 23 条第 3 項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項及び第 31 条第 2 項の表の第 1 号において「収益事業」という。)」を加え、「第 31 条第 2 項の表の第 1 号」を「同号」に、「第 48 条第 10 項から第 12 項まで」を「第 48 条第 9 項から第 16 項まで」に改める。

第 31 条第 2 項の表の第 1 号ホ中「第 292 条第 1 項第 4 号の 5」を「第 292 条第 1 項第 4 号の 2」に改め、同条第 3 項中「、同項第 2 号の連結事業年度開始の日から 6 月の期間若しくは同項第 3 号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第 4 号」を「若しくは同項第 2 号の期間又は同項第 3 号」に改める。

第 48 条第 1 項中「第 4 項、第 19 項、第 22 項及び第 23 項」を「第 31 項、第 34

項及び第 35 項」に、「第 10 項、第 11 項及び第 13 項」を「第 9 項、第 10 項及び第 12 項」に、「第 4 項、第 19 項及び第 23 項」を「第 31 項及び第 35 項」に、「同条第 22 項」を「同条第 34 項」に、「第 3 項」を「第 2 項後段」に改め、同条第 2 項中「又は第 68 条の 91 第 4 項及び第 10 項」を削り、「第 321 条の 8 第 24 項」を「第 321 条の 8 第 36 項」に改め、同条第 3 項中「第 66 条の 9 の 3 第 4 項及び第 10 項又は第 68 条の 93 の 3 第 4 項及び第 10 項」を「第 66 条の 9 の 3 第 3 項及び第 9 項」に、「第 321 条の 8 第 25 項」を「第 321 条の 8 第 37 項」に改め、同条第 4 項中「第 321 条の 8 第 26 項」を「第 321 条の 8 第 38 項」に改め、同条第 5 項中「第 321 条の 8 第 22 項」を「第 321 条の 8 第 34 項」に、「同条第 21 項」を「同条第 33 項」に、「第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に、「同条第 23 項」を「同条第 35 項」に改め、同条第 6 項中「第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に、「同条第 22 項」を「同条第 34 項」に、「詐欺」を「詐偽」に、「第 321 条の 8 第 23 項」を「第 321 条の 8 第 35 項」に改め、同条第 7 項中「第 321 条の 8 第 22 項」を「第 321 条の 8 第 34 項」に、「第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に改め、同項第 2 号中「第 321 条の 8 第 23 項」を「第 321 条の 8 第 35 項」に改め、同条第 9 項を削り、同条第 10 項中「第 321 条の 8 第 42 項」を「第 321 条の 8 第 52 項」に、「同条第 42 項」を「同条第 52 項」に、「第 12 項」を「第 11 項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 11 項を同条第 10 項とし、同条第 12 項中「第 10 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 13 項中「第 10 項」を「第 9 項」に、「第 75 条の 4 第 2 項」を「第 75 条の 5 第 2 項」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 14 項を同条第 13 項とし、同条第 15 項中「第 13 項」を「第 12 項」に、「第 10 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 14 項とし、同条第 16 項中「第 13 項前段」を「第 12 項前段」に、「第 321 条の 8 第 51 項」を「第 321 条の 8 第 61 項」に、「第 10 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 15 項とし、同条第 17 項中「第 13 項後段」を「第 12 項後段」に、「第 15 項」を「第 14 項」に、「第 75 条の 4 第 3 項若しくは第 6 項（同法第 81 条の 24 の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）」を「第 75 条の 5 第 3 項若しくは第 6 項」に、「第 10 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 16 項とする。

第 50 条第 2 項中「第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に、「同条第 23 項」を「同条第 35 項」に、「第 2 項又は第 4 項」を「又は第 2 項」に改め、同条第 3 項中「第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に改め、「（同条第 2 項又は第 4 項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第 2 条第 12 号の

6 の 7 に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。) 若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第 2 号において同じ。) 」を削り、同条第 4 項中「、第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に改める。

第 52 条第 4 項から第 6 項までを削る。

第 94 条第 2 項ただし書中「0.7 グラム」を「1 グラム」に、「0.7 本」を「1 本」に改める。

附則第 3 条の 2 第 2 項中「及び第 4 項」を削る。

附則第 10 条中「第 61 条又は第 62 条」を「第 63 条又は第 64 条」に、「第 61 条若しくは第 62 条」を「第 63 条若しくは第 64 条」に改める。

附則第 10 条の 2 第 22 項中「附則第 62 条」を「附則第 64 条」に改める。

附則に次の 2 条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第 25 条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 25 号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第 5 条第 4 項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第 1 項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第 60 条第 4 項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第 314 条の 7 第 1 項第 3 号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第 34 条の 7 の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第 26 条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第 6 条第 4 項の規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「令和 15 年度」とあるのは、「令和 16 年度」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中湖西市税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第5条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中湖西市税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2及び第4条第1項の改正規定並びに第2条中湖西市税条例附則第10条及び第10条の2第22項の改正規定並びに同条例附則に2条を加える改正規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中湖西市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第6条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第2条（前2号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日
- (5) 第1条中湖西市税条例附則第18条第1項及び第18条の2第3項の改正規定土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の湖西市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 この条例の施行前にした第1条の規定による改正前の湖西市税条例第34条の7第1項の規定による控除は、新条例第34条の7第1項の規定による控除とみなす。

- 2 新条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項

第1号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の湖西市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第6条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

議案第 43 号

湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について

湖西市都市計画税条例（昭和 39 年湖西市条例第 32 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 6 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例

第 1 条 湖西市都市計画税条例（昭和 39 年湖西市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

附則第 13 項中「又は第 15 条の 3」を「、第 15 条の 3 又は第 61 条」に改め、「第 15 条の 3 まで」の次に「若しくは第 61 条」を加える。

第 2 条 湖西市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第 13 項中「第 61 条」を「第 63 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 44 号

湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

湖西市国民健康保険税条例（昭和 34 年湖西市条例第 10 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 6 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

湖西市国民健康保険税条例（昭和 34 年湖西市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(5) 前各号に掲げる者のほか、特別な理由があると認められる者

第 30 条第 2 項中「納期限までに」を「市長が定める日までに」に改める。

附則第 4 項中「第 35 条第 1 項」の次に「、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項」を加える。

附則第 5 項中「短期譲渡所得の金額」との次に「、「第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条」とあるのは「又は第 36 条」と」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第 4 項及び第 5 項の改正規定は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 45 号

湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

湖西市手数料徴収条例（昭和 42 年湖西市条例第 22 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 6 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例

湖西市手数料徴収条例（昭和 42 年湖西市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 個人番号の通知カードの再交付の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 46 号

湖西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

湖西市消防団員等公務災害補償条例（昭和 42 年湖西市条例第 25 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 6 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

湖西市消防団員等公務災害補償条例（昭和 42 年湖西市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 1 号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第 2 号中「8,800 円」を「8,900 円」に改め、同条第 3 項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第 3 条の 3 第 5 項第 2 号及び第 6 項並びに第 4 条第 7 項第 2 号及び第 8 項中「100 分の 5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表団長及び副団長の項中「12,400」を「12,440」に、「13,300」を「13,320」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「10,600」を「10,670」に、「11,500」を

「11,550」に、「12,400」を「12,440」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「8,800」を「8,900」に、「9,700」を「9,790」に、「10,600」を「10,670」に改め、同表備考中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の湖西市消防団員等公務災害補償条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この条例による改正後の湖西市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、令和2年4月1日以後に支給すべき事由の生じた湖西市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 47 号

市道の路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり市道の路線の変更をしたいので、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

路 線 名	新旧別	起 点	終 点	重要な経過地
広谷 2 号線	旧	湖西市鷺津 字広谷	湖西市鷺津 字広谷	
	新	湖西市鷺津 字広谷	湖西市鷺津 字広谷	

令和 2 年度湖西市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 2 年度湖西市一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 82,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28,005,932 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 2 年 6 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	8,717,180	△45,358	8,671,822
	1 国庫負担金	1,897,912	2,679	1,900,591
	2 国庫補助金	6,810,110	△48,037	6,762,073
16	県支出金	1,458,077	△23,298	1,434,779
	2 県補助金	511,136	△25,000	486,136
	3 委託金	125,660	1,702	127,362
19	繰入金	1,228,343	△1,402	1,226,941
	1 基金繰入金	1,228,329	△1,402	1,226,927
21	諸収入	506,776	1,058	507,834
	6 雑入	247,860	1,058	248,918
22	市債	1,330,300	△13,000	1,317,300
	1 市債	1,330,300	△13,000	1,317,300
	歳入合計	28,087,932	△82,000	28,005,932

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	187,819	△2,112	185,707
	1 議会費	187,819	△2,112	185,707
2	総務費	8,498,555	53,544	8,552,099
	1 総務管理費	7,957,105	50,614	8,007,719
	2 徴税費	308,948	△438	308,510
	3 戸籍住民基本台帳費	139,858	3,976	143,834
	4 選挙費	38,731	△617	38,114
	5 統計調査費	29,846	57	29,903
	6 監査委員費	24,067	△48	24,019
3	民生費	6,678,683	68,724	6,747,407
	1 社会福祉費	3,204,166	△565	3,203,601
	2 児童福祉費	3,146,763	67,341	3,214,104
	3 生活保護費	327,419	1,948	329,367
4	衛生費	3,259,501	△804	3,258,697
	1 保健衛生費	670,337	6,168	676,505
	2 清掃費	1,649,685	△6,972	1,642,713
6	農林水産業費	195,795	1,060	196,855
	1 農業費	182,266	567	182,833
	3 水産業費	1,919	493	2,412
7	商工費	838,269	△9,445	828,824
	1 商工費	838,269	△9,445	828,824
8	土木費	2,895,023	△109,860	2,785,163
	1 土木管理費	80,543	5,275	85,818
	2 道路橋梁費	911,931	△3,990	907,941
	4 都市計画費	1,712,747	△108,768	1,603,979
	5 住宅費	90,590	△2,377	88,213

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
9	消防費	1,347,114	2,271	1,349,385
	1 消防費	1,347,114	2,271	1,349,385
10	教育費	2,303,803	△85,378	2,218,425
	1 教育総務費	523,869	3,951	527,820
	2 小学校費	229,405	△3,382	226,023
	3 中学校費	200,044	2,160	202,204
	4 幼稚園費	691,413	△78,348	613,065
	6 社会教育費	372,080	△6,361	365,719
	7 保健体育費	286,992	△3,398	283,594
	歳出合計	28,087,932	△82,000	28,005,932

第2表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の 目的	変更前			変更後			償還の 方法
	限度額	起債の 方法	利率	限度額	起債の 方法	利率	
道路整備 事業	332,400	証書 借入等	5.0%以 内(ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる政 府資金及 び地方公 共団体金 融機構資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては当該 見直し後 の利率)	319,400	証書 借入等	5.0%以 内(ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる政 府資金及 び地方公 共団体金 融機構資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては当該 見直し後 の利率)	借入先の 融資条件 による。 ただし、 市財政の 都合によ り償還期 限を短縮 し、若し くは繰上 償還又は 低利に借 り換える ことがで きる。

議案第 49 号

令和 2 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 277 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,644,077 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 6 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	県支出金	3,979,076	277	3,979,353
	2 県補助金	3,979,076	277	3,979,353
	歳 入 合 計	5,643,800	277	5,644,077

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	18,172	277	18,449
	1 総務管理費	10,650	277	10,927
	歳 出 合 計	5,643,800	277	5,644,077

議案第 50 号

令和 2 年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 2 年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 令和 2 年度湖西市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 下水道事業費用	1,397,809 千円	△1,708 千円	1,396,101 千円
第 1 項 営業費用	1,226,363 千円	△1,708 千円	1,224,655 千円

（資本的支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 365,616 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 367,324 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 266,587 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 268,295 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 資本的支出	1,144,755 千円	1,708 千円	1,146,463 千円
第 1 項 建設改良費	505,526 千円	1,708 千円	507,234 千円

令和 2 年 6 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 51 号

令和 2 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 2 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 令和 2 年度湖西市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 水道事業費用	1,100,657 千円	△4,381 千円	1,096,276 千円
第 1 項 営業費用	1,035,112 千円	△4,381 千円	1,030,731 千円

（資本的支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 460,636 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 465,017 千円」に、「建設改良積立金 160,161 千円」を「建設改良積立金 164,542 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 資本的支出	466,739 千円	4,381 千円	471,120 千円
第 1 項 建設改良費	371,583 千円	4,381 千円	375,964 千円

令和 2 年 6 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士